

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和7年10月31日

特定非営利活動法人 日本水上スキー・ウェイクボード連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.~>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 中長期基本計画を策定している。 (2) 中長期基本計画はホームページ上で公開している。 (3) 中長期基本計画の策定に当たり、理事および事務局・委員会から意見を募っている。	1. JWWF 2025年－2028年度 事業戦略・中期計画 2025.10.29 2. JWWF理事会議事録 2025.10.13
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 中長期基本計画の中で「人材の採用及び育成に関する計画」を策定している。 (2) 中長期基本計画はホームページ上で公開している。 (3) 中長期基本計画の策定に当たり、理事および事務局・委員会から意見を募っている。	1. JWWF 2025年－2028年度 事業戦略・中期計画 2025.10.29 2. JWWF理事会議事録 2025.10.13
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 中長期基本計画の中で「財務の健全性確保に関する計画」を策定している。 (2) 中長期基本計画はホームページ上で公開している。 (3) 中長期基本計画の策定に当たり、理事および事務局・委員会から意見を募っている。	1. JWWF 2025年－2028年度 事業戦略・中期計画 2025.10.29 2. JWWF理事会議事録 2025.10.13

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	理事は男性6名、女性4名、合計10名体制とする。2026年2月から稼働。 (1) 外部理事の目標割合は30%に設定。現在、関連団体などからの紹介で候補者に打診している。 (2) 女性理事の目標割合は40%に設定。現在、関連団体などからの紹介で候補者に打診している。	3. JWWF 役員候補者選考選任規程 2025.10.29 4. JWWF 役員名簿 2025.10.31 2. JWWF理事会議事録 2025.10.13
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	NPO法人の当連盟では、定款の第4章において評議員を置くことを定めていません。現在は評議員を設置しておらず、今後も設置する予定はありません。総会においてこの機能を満たします。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会規程を2025年10月に策定し、アスリート委員会を設置。2025年10月に委員会開催。今後少なくとも年1回は開催する。 (2) アスリート委員会は、水上スキー部門とウエイクボード部門から、男性1名、女性2名で構成。委員長は理事が就任し、適切な人選が行われている。 (3) 2025年10月のアスリート委員会の内容を2025年10月の理事会に報告した。	5. JWWF アスリート委員会規程 2025.10.29 4. JWWF 役員名簿 2025.10.31 6. JWWFアスリート委員会議事録 2025.10.21

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 現状、理事は男性5名、女性1名、合計6名体制。迅速な意思決定、高い機動力、実効性の確保を図っている。	4. JWWF 役員名簿 2025.10.31
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 理事就任時の上限年齢を定めた役員選任規程を策定し、例外はない。	3. JWWF 役員候補者選考選任規程 2025.10.29
	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 理事の再任回数を制限した役員選任規程を策定している。 (2) 最長期間に達した者の経過措置を定めた役員選任規程を策定している。	3. JWWF 役員候補者選考選任規程 2025.10.29 4. JWWF 役員名簿 2025.10.31

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9			【例外措置または小規模団体配慮措置】 該当していない。	4. JWWF 役員名簿 2025.10.31

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補者選考選任規程を2025年10月に策定し、役員候補者選考委員会を設置している。役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定は理事会等の他の機関から独立して行っている。 役員候補者選考委員会は10月15日に実施。 (2) 役員候補者選考委員に有識者を配置している。 (3) 役員候補者選考委員会の構成は理事は、外部理事を含めても1/2を超えていない。	3. JWWF 役員候補者選考選任規程 2025.10.29 4. JWWF 役員名簿 2025.10.31 7. JWWF 役員候補者選考委員会議事録 2025.10.15
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる「役職員倫理規」を策定している。11月中旬予定。	8. 役職員倫理規程（作成中）
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 法人の運営に関して「定款」「会計処理規程」「委員会運営規程」「コンプライアンス規程」を策定している。11月中旬予定。	9. 日本水上スキー・ウェイクボード連盟定款 10. 会計処理規程（作成中） 11. 委員会運営規程（作成中） 12. JWWF コンプライアンス規程 2025.10.29

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 法人の運営に関して「情報公開に関する規程」「個人情報保護に関する規程」「危機管理マニュアル」を策定している。11月中旬予定。	13. 情報公開に関する規程（作成中） 14. 個人情報保護に関する規程（作成中） 15. 危機管理マニュアル（作成中）
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 法人の運営に関して「役員の報酬を含めた就業規則」を策定している。11月中旬予定。	16. 役員の報酬を含めた就業規則（作成中）
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 法人の財産に関して「財産管理に関する規程」「寄附の受入れに関する規程」「基金の取扱いに関する規程」を策定している。11月中旬予定。	17. 財産管理に関する規程（作成中） 18. 寄附の受入れに関する規程（作成中） 19. 基金の取扱いに関する規程等（作成中）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 財政的基盤を整えるため「スポンサーシップに関する規程」を策定している。11月中旬予定。	20. スポンサーシップに関する規程（作成中）
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関して「代表選手選考規程」を策定している。11月中旬予定。 (2) 「選手の権利保護に関する規程」を策定している。11月中旬予定。 (3) 「代表選手選考規程」の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。	21. 代表選手選考規程（作成中） 22. 選手の権利保護に関する規程（作成中）
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考に関して「審判員の選考に関する規程」を策定している。11月中旬予定。	23. 審判員の選考に関する規程（作成中）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	(1) 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保している。 (2) 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識に関する研修を受講している。11月中旬予定。	24. JWWF法律顧問契約書 2025.10.23
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を2025年に設置。2025年10月に実施。今後、年1回以上、定期的に開催する。 (2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に女性委員1名を配置している。	12. JWWF コンプライアンス規程 2025.10.29 25. JWWF コンプライアンス委員会規程 2025.10.29 26. JWWF 委員会名簿 2025.10.31 27. JWWF コンプライアンス委員会議事録 2025.10.22
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士と有識者を1名づつ配置している。	26. JWWF 委員会名簿 2025.10.31

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 2022年から2024年は実施できていない。2025年はJOCが実施したNF向け研修会のアーカイブ映像と会議資料(28.【配布版】JSPO・JPC・JOC加盟団体向け研修会20250304)を役職者に配信し講習を実施。11月中旬予定。	28.【配布版】JSPO・JPC・JOC加盟団体向け研修会20250304
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 2022年から2024年は実施できていない。2025年はJOCが実施したNF向け研修会のアーカイブ映像と会議資料(28.【配布版】JSPO・JPC・JOC加盟団体向け研修会20250304)を選手および指導者に配信し講習を実施。11月中旬予定。	28.【配布版】JSPO・JPC・JOC加盟団体向け研修会20250304
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 2022年から2024年は実施できていない。2025年はJOCが実施したNF向け研修会のアーカイブ映像と会議資料(28.【配布版】JSPO・JPC・JOC加盟団体向け研修会20250304)を審判員に配信し講習を実施。11月中旬予定。	28.【配布版】JSPO・JPC・JOC加盟団体向け研修会20250304

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 弁護士と税理士のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	29. JWWF法律顧問契約書 2025.10.23 30. 税理士法人契約書(作成中)
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経費使用及び財産管理に関する「会計処理規程」「財産管理に関する規程」「寄附の受入れに関する規程」「基金の取扱いに関する規程」を策定。公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。11月中旬予定。 (2) 特定非営利活動促進法に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	4. JWWF 役員名簿 2025.10.31 31. JWWF 2024年度決算報告 2025.07.15
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) JSCのくじ助成と基金助成を受け取るにあたり、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	32. JWWF JSC決定通知

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 2024年度の決算報告 (JWWF 2024年度決算報告 2025.07.15)、2025年度の予算 (JWWF Review and Plan 2025.02.15-2) をホームページ上で開示。	31. JWWF 2024年度決算報告 2025.07.15 33. JWWF Review and Plan 2025.02.15-2
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 「代表選手選考規程」を策定しホームページ上で開示。11月中旬予定。	21. 代表選手選考規程(作成中)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 2024年のスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況を開示している。	34. (様式5) 自己説明用書式 JWWF 2024.10.31

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 (2) 利益相反ポリシーに基づいて作成した利益相反規定があり、利益相反を適切に管理している。	35. 利益相反規程（作成中）
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反規定を策定している。11月中旬予定。	35. 利益相反規程（作成中）
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNSを通じて、恒常にNF関係者等に周知している。 (2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。通報相談処理規程第7条。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規程を設け、情報管理を徹底している。（規程を追記） (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されることを10月28日の理事会で周知。	36. JWWF 通報相談処理規程 2025.10.29 37. JWWF理事会議事録 2025.10.28

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報制度の運用はコンプライアンス委員会が対応する。委員には弁護士が在籍している。	36. JWWF 通報相談処理規程 2025.10.29 12. JWWF コンプライアンス規程 2025.10.29 25. JWWF コンプライアンス委員会規程 2025.10.29 26. JWWF 委員会名簿 2025.10.31
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を「禁止規定」と「処分規定」に定めている。11月中旬予定。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を「禁止規定」と「処分規定」に整備し、ホームページと会員へのメールで周知している。11月中旬予定。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを「処分規定第4条」に定めている。11月中旬予定。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを「処分規定第6条」に定めている。11月中旬予定。	38. 禁止規程（作成中） 39. 処分規程（作成中） 26. JWWF 委員会名簿 2025.10.31

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 処分審査を行うコンプライアンス委員会には、弁護士、有識者を配置し、中立性および専門性を有している。	39. 処分規程（作成中） 38. 禁止規程（作成中） 26. JWWF 委員会名簿 2025.10.31
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を「処分規程第8条」および「代表選手選考規程第4条」に定めている。11月中旬予定。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。11月中旬予定。 (3) 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。11月中旬予定。	39. 処分規程（作成中） 21. 代表選手選考規程（作成中）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知し、自動応諾条項を「処分規程第8条」および「代表選手選考規程第4条」に定め、関係者にメールで通知する。11月中旬予定。	39. 処分規程（作成中） 21. 代表選手選考規程（作成中）
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) コンプライアンス委員会を設置し、危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	15. 危機管理マニュアル（作成中） 26. JWWF 委員会名簿 2025.10.31

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間、当連盟では不祥事は起きていない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間、当連盟では不祥事は起きていない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 「加盟団体規定」により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を「加盟団体規定第4条」に定めている。 (3) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている。2025年は、代表者会議の開催時に情報共有、EMS（登録システム）の講習、地方大会の支援を実施。	40. 加盟団体規程（作成中） 1. JWWF 2025年－2028年度 事業戦略・中期計画 2025.10.29 41. 2025JWWF代表者会議議事録
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 地方組織等の運営者に対して、2025年は、代表者会議の開催時に情報共有、EMS（登録システム）の講習、地方大会の支援を実施。	41. 2025JWWF代表者会議議事録